

投資信託説明書 (交付目論見書)



使用開始日
2026年2月7日



Oneパッシブ資産分散ファンド 愛称：三本の矢

追加型投信／内外／資産複合



※販売会社により取扱いが異なる場合があります。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ※2
追加型	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券※1)	年6回 (隔月)	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「資産複合(株式、債券、不動産投信)資産配分変更型」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

この目論見書により行う「Oneパッシブ資産分散ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2026年2月6日に関東財務局長に提出しており、2026年2月7日にその効力が生じております。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円(2025年11月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:22兆2,462億円
(2025年11月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

各マザーファンド※への投資を通じ、実質的に外国債券、国内株式、外国不動産投資信託証券^(注)の3資産へ分散投資を行い、安定的なインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得をめざします。

※外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、インデックス225 マザーファンドおよび外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

(注)「不動産投資信託証券」(以下「リート」という場合があります。)とは、不動産投資法人または不動産投資信託を総称した一般呼称です。多くの投資者から集めた資金などで、商業施設、マンション、倉庫などの様々な不動産を保有し、そこから生じる賃料収入等などが投資者に分配される商品を行います。

ファンドの特色

1 3資産のリスク量が等しくなるように分散投資を行います。

資産構成比

2025年11月末現在、ファンドにおける各資産のリスク量が均等となる比率(基本リスクウェイト)に基づき算出された資産構成比は以下の通りです。

各資産の相関関係を考慮したうえでファンドにおける3資産のリスク量が等しくなるように調整するため、相対的にリスクの高い資産の構成比は低くなり、相対的にリスクの低い資産の構成比は高くなります。

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

S&P 先進国 REITインデックス

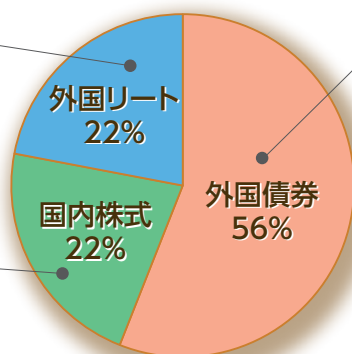
(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)※への連動をめざします。

※上記指数のドルベースのデータを、基準価額算出に用いる為替レートによって委託会社が計算したものです。

インデックス225 マザーファンド

日経平均トータルリターン・インデックス※への連動をめざします。

※日経平均トータルリターン・インデックスは、配当込みの日経平均株価(日経225)の値動きを示す指数です。



外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

FTSE世界国債インデックス

(除く日本、円ベース、為替ヘッジなし)への連動をめざします。

基本リスクウェイトに基づき定期的に算出された資産構成比に従い運用を行うため、左記比率は変化します。

(※)外国債券、国内株式、外国リートへの投資は、それぞれ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、インデックス225 マザーファンド、外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンドを通じて行います。上記資産構成比は、各マザーファンドの構成比です。

(※)基本リスクウェイトは、当該資産の時価およびボラティリティをもとに、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社が定期的に計測します。計測の結果、原則として基本リスクウェイト(各々約33%)と、当ファンドにおけるいずれかの資産のリスクウェイトが5%以上乖離した場合にはリバランスを行います。純資産総額や市場環境等によって資産構成比を見直す場合もあります。

(※)2025年11月末現在の資産構成比は、2020年12月～2025年11月のヒストリカルデータから計測した各資産のリスク量に基づいて算出された比率です。各資産のリスク量は、外国債券はFTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジなし)、国内株式は日経平均トータルリターン・インデックス、外国リートはS&P 先進国 REITインデックス(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)で計測したものです。

(出所:みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社)

2 海外投資の活用で通貨分散が図れます。

世界主要通貨である米ドル、ユーロ、日本円などに通貨分散が図れます。

資産分散に加え、通貨分散が図れることで、より一層の分散投資効果が期待できます。

※実質組入外貨建資産について為替ヘッジは行いません。

3 年6回の決算

奇数月の各6日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、原則として利子・配当等収益(経費控除後)の範囲内で安定的な分配を行うことを基本とします。また、5月および11月には原則として利子・配当等収益に売買益(評価益を含みます。)等を加えた額から分配を行うこととします。



・上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

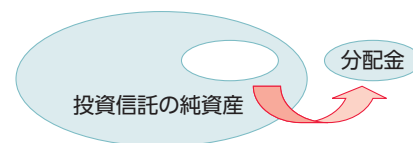


ファンドの目的・特色

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



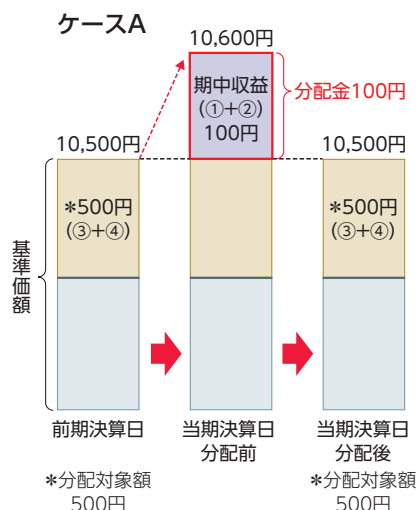
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

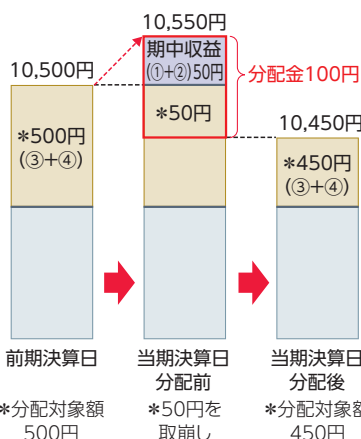
①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

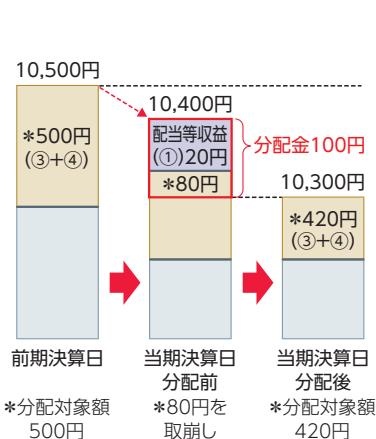


計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースB
＜前期決算日から基準価額が上昇した場合＞



ケースC
＜前期決算日から基準価額が下落した場合＞



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円

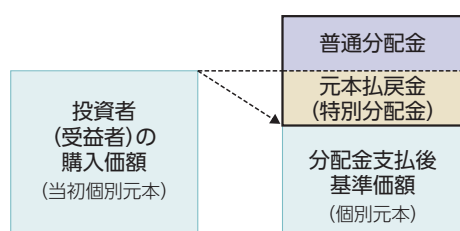
ケースB : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

ケースC : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

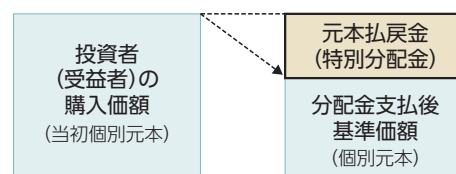
◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 : 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

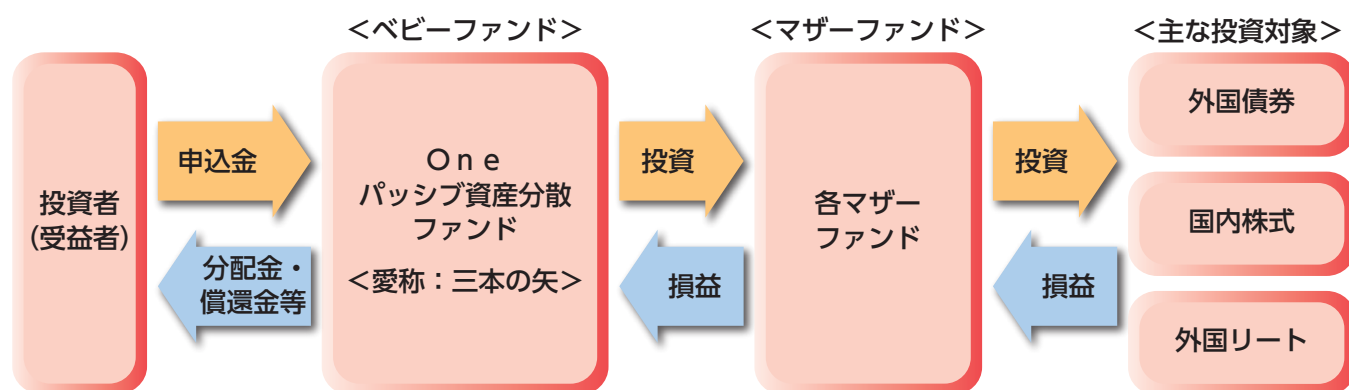


ファンドの目的・特色

■ ファンドの仕組み

当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



※当ファンドはデリバティブ取引や為替予約取引の直接利用は行いません。

■ 主な投資制限

- ①マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。
- ②株式への直接投資は行いません。
- ③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。



ファンドの目的・特色

■マザーファンドの概要

ファンド名	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド
主要投資対象	海外の公社債	日本を除く世界各国の不動産投資信託証券* ※海外の証券取引所に上場されている不動産投資信託証券
投資態度	- 主に日本を除く世界主要国の公社債に投資し、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジなし)に連動する投資成果をめざして運用を行います。 - 外国債券への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。 - 外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。	- 主に日本を除く世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、S&P 先進国 REITインデックス(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)に連動する投資成果をめざして運用を行います。 - 不動産投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。 - 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。ただし、金利・為替状況によってはヘッジを行う場合があります。
主な投資制限	- 株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限りします。 - 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 - 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 - 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 - 外貨建資産への投資には、制限を設けません。 - デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 - 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。	- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 - 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 - 株式への直接投資は行いません。 - 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、S&P 先進国 REITインデックス(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、指数との連動性を維持するために当該不動産投資信託証券をS&P 先進国 REITインデックス(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)の構成割合の範囲で組入れることができるものとします。 - デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 - 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

ファンド名	インデックス225 マザーファンド
基本方針	日経平均トータルリターン・インデックスの動きに連動する投資成果をめざした運用を行います。
主要投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式のうち、日経平均トータルリターン・インデックスに採用されている(または採用予定の)銘柄
投資態度	- 主としてわが国の金融商品取引所上場株式のうち、原則として、日経平均トータルリターン・インデックスに採用された銘柄の中から200銘柄以上に同指数における個別銘柄の比率と同程度となるように投資を行います。 - 株式の組入比率は原則として高位を保ちます。 - 株価指数先物取引等を利用する場合があります。 - 株式以外の資産への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。
主な投資制限	- 株式への投資割合には制限を設けません。 - 外貨建資産への投資は行いません。 - デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

指数の著作権等

●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

●「日経平均株価」および「日経平均トータルリターン・インデックス」(以下、「日経平均株価」といいます。)に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は株式会社日本経済新聞社に帰属します。株式会社日本経済新聞社は「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、その誤謬、遅延または中断に関して責任を負いません。また、インデックス225 マザーファンドについて、株式会社日本経済新聞社は一切の責任を負うものではありません。

●S&P 先進国 REITインデックスはS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社 (SPDJI) の商品であり、これの使用ライセンスがアセットマネジメントOne株式会社 (以下「アセットマネジメントOne」) に付与されています。S&P®、S&P 500®、US 500、The 500、iBoxx®、iTraxx®およびCDX®は、S&P Global, Inc.またはその関連会社 (S&P) の商標です。Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC (Dow Jones) の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJIに付与されており、アセットマネジメントOneにより一定の目的でサブライセンスされています。本商品は、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P 先進国 REITインデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。



投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

資産配分 リスク

資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数または全ての資産の価値が同時に下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。

各資産（外国債券、国内株式、外国リート）の実質資産配分比率は基本リスクウェイトに基づいた比率とします。収益率の悪い資産への配分が大きい場合、複数または全ての資産価値が下落する場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

金利 リスク

金利の上昇は、基準価額の下落要因となります。

金利リスクとは、金利変動により債券およびリートの価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落します。また金利の変動に伴い、リートの価格も変動する傾向があり、当ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

株価変動 リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドは株式に実質的に投資します。株式の価格は一般に大きく変動します。株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

リートの 価格変動 リスク

リートの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

リートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向などによって変動します。
当ファンドは、実質的にリートに投資をしますので、これらの影響を受け、基準価額が上下します。

為替 リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドは実質組入外貨建資産の為替リスクに対して為替ヘッジを行わないため、為替相場が円高になった場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。
また、実質組入外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。

信用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、当ファンドが実質的に投資するリートが収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。



投資リスク

流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

カントリー リスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、もしくは取引に対して規制が変更となる場合または新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落する要因となる場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、同部署がファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

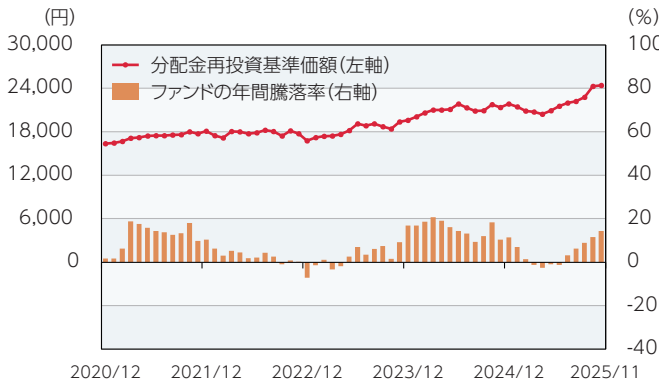
※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



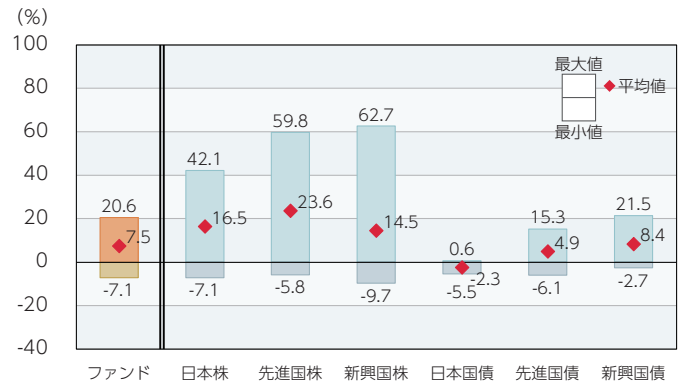
投資リスク

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

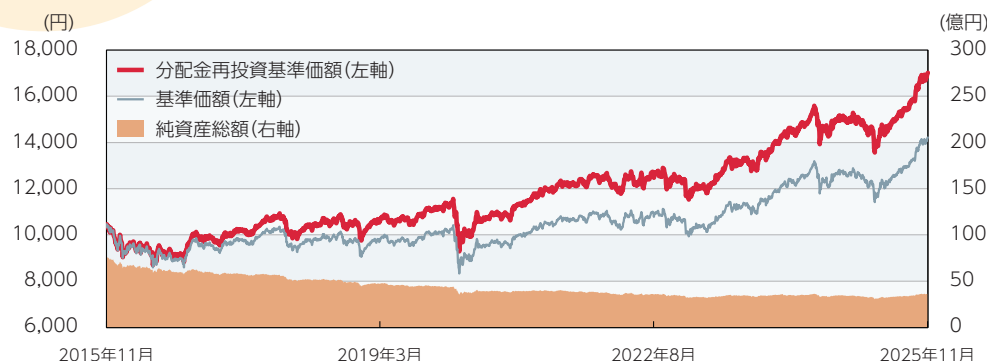
(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



運用実績

データの基準日:2025年11月28日

基準価額・純資産の推移 《2015年11月30日～2025年11月28日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2005年12月28日)

分配の推移(税引前)

2025年 3月	20円
2025年 5月	20円
2025年 7月	20円
2025年 9月	20円
2025年11月	20円
直近1年間累計	120円
設定来累計	5,020円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	54.83
2	インデックス225 マザーファンド	22.13
3	外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド	22.12

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	CHINA GOVERNMENT BOND 1.45 02/25/28	国債証券	中国	1.45	2028/2/25	0.52
2	US T N/B 4.125 11/15/32	国債証券	アメリカ	4.125	2032/11/15	0.51
3	US T N/B 4.5 05/15/27	国債証券	アメリカ	4.5	2027/5/15	0.46
4	US T N/B 4.25 08/15/35	国債証券	アメリカ	4.25	2035/8/15	0.45
5	US T N/B 3.75 04/15/28	国債証券	アメリカ	3.75	2028/4/15	0.42

インデックス225 マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	アドバンテスト	株式	日本	電気機器	10.73
2	ファーストリテイリング	株式	日本	小売業	8.94
3	ソフトバンクグループ	株式	日本	情報・通信業	6.58
4	東京エレクトロン	株式	日本	電気機器	6.22
5	TDK	株式	日本	電気機器	2.50

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



運用実績

データの基準日:2025年11月28日

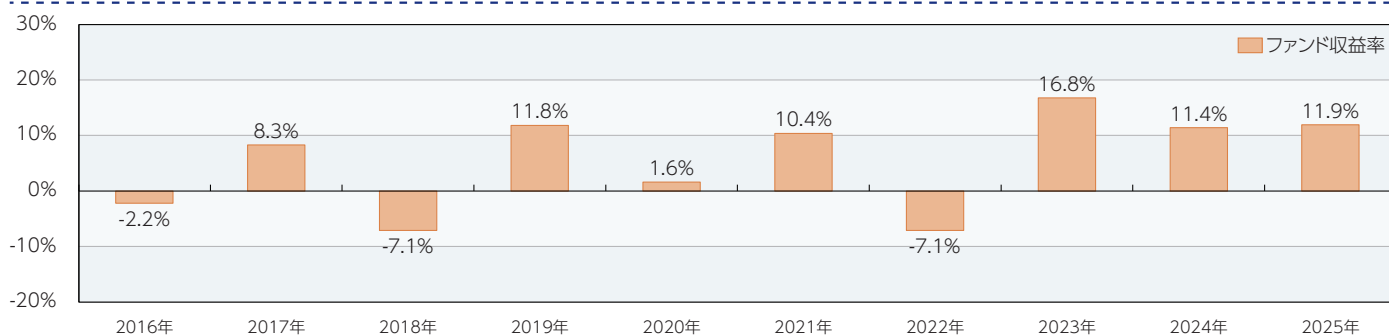
■外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	比率(%)
1	WELLTOWER INC	投資証券	アメリカ	8.86
2	PROLOGIS INC	投資証券	アメリカ	7.64
3	EQUINIX INC	投資証券	アメリカ	4.72
4	SIMON PROPERTY GROUP INC	投資証券	アメリカ	3.89
5	REALTY INCOME CORP	投資証券	アメリカ	3.35

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※当ファンドにはベンチマークはありません。



手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購 入 の 申 込 期 間	2026年2月7日から2026年8月7日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドン証券取引所の休業日 ・オーストラリア証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・オランダの銀行の休業日 ・フランスの銀行の休業日
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信 託 期 間	無期限(2005年12月28日設定)
繰 上 償 還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・信託財産の純資産総額が50億円を下回ることとなった場合。 ・受益者のために有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。
決 算 日	毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の各6日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年6回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信 託 金 の 限 度 額	4,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運 用 報 告 書	5月、11月のファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用					
購入時手数料		購入価額に、 2.2%(税抜2.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。			
信託財産留保額		換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用					
運用管理費用 (信託報酬)		以下により計算される ①と②の合計額 とします。 ①ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.1%(税抜1.0%) の率を乗じて得た額 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)の配分は各販売会社の取扱純資産額に応じて以下の通りとします。			
		運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)			
		各販売会社の取扱純資産額	委託会社	販売会社	受託会社
		100億円以下の部分	年率0.44%	年率0.50%	年率0.06%
		100億円超 300億円以下の部分	年率0.39%	年率0.55%	年率0.06%
		300億円超の部分	年率0.34%	年率0.60%	年率0.06%
		主な役務	信託財産の運用、目論見書等各种書類の作成、基準価額の算出等の対価	購入後の情報提供、交付運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
		※委託会社の信託報酬には、当ファンドの投資顧問会社(みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社)に対する投資顧問報酬が含まれます。 ②投資対象とするマザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額に55%(税抜50%)未満の率*を乗じて得た額 *2026年2月7日現在は、 品貸料の49.5%(税抜45%)以内 になります。委託会社と受託会社が受け取る品貸料の配分は1:1の割合となります。 品貸料はファンドの収益として計上され、その収益の一部を委託会社と受託会社が運用管理費用(信託報酬)として受け取ります。 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。			
その他の費用・手数料		その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。			

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※上場不動産投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託(リート)の費用は表示しておりません。



手続・手数料等

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※少額投資非課税制度〔愛称:NISA（ニーサ）〕をご利用の場合

少額投資非課税制度〔NISA（ニーサ）〕は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2025年11月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

…（参考情報）ファンドの総経費率…

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.12%	1.10%	0.02%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2025年5月8日～2025年11月6日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、当ファンドはファンド名称を変更しておりますので、名称変更前の「DIAMパッシブ資産分散ファンド」の運用報告書(全体版)をご覧ください。

MEMO

A series of horizontal lines for writing, spanning the width of the page.

MEMO

